

福島県建築設計協同組合

新規加入組合員募集！！

当組合は、中小企業等組合法に基づく福島県唯一の「建築設計事務所により構成された事業協同組合」で、県内48者により構成し建築設計及び工事監理業務の共同受注を中心業務として日々活動しており、東北経済産業局からは「官公需適格組合」としての認定を受けております。

昭和41年4月の発足以来、国や福島県をはじめ各地方公共団体などの数多くの公共施設整備に携わり、その豊富な経験と実績は、関係機関より高い評価をいただいております。

しかし、近年の委託業務における入札・契約方式の多様化に伴い、随意契約による受注は大変厳しい状況となっており、当組合の『技術力と組織力』を発揮する場が少なくなっているのが現状です。

この様なことから、当組合では県内市町村をはじめとする発注ご当局に対し、設計者選定においては設計料の多寡による競争入札によるのではなく、品質確保を重視した「コンペ・プロポーザル」によることをお薦めしております。

当組合のこうした取り組みは極めて小さなものにすぎませんが、入札によるダンピングなどにより設計の質の低下が懸念される昨今、愚直にこの活動は続けていきたいと考えております。

また、「組合員のプロジェクトチーム」による設計・工事監理業務についても高い評価をいただいていることを踏まえ、今後においても県内各地の発注ご当局の期待に応えるためには、県内各方部における『組織力の強化』が必要との判断から、専門業種を加えた体制整備を図ることとし、この度、新規加入組合員を募集することといたしました。

当組合の「定款」及び「定款第9条に基づく組合加入者資格審査基準」をご理解のうえ、ご加入いただきますようご案内申し上げます。

お問い合わせは、組合員又は組合事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

□ 福島県建築設計協同組合 事務局

TEL : 024-522-0177

新規加入方法

1. 一般的な新規加入方法

□ 引き受けようとする出資口数により加入申請を行う。

□ 手続き方法

1. 福島県建築設計協同組合加入申込書

添付資料・・・ ① 事務所登録及び技術者名簿
② 公共工事設計業務実績表

2. 推薦書

新規加入時の負担額 (組合への払い込み額)	■ 出資一口の金額：	1万円
	■ 加入金：	38万円
	■ 入会金：	10万円
	■ 平等賦課金：	入会の月より月割り額

【注】 加入金は年度により変動します。

【注】 平等賦課金は、年額12万円。

■ 理事会において諾否を決する。

2. 現組合員からの持分譲受による加入方法

□ 既組合員の持分（10口）の一部を譲受けて加入申請を行う。

□ 手続き方法

1. 持分譲渡承認願・・・ 中小企業等協同組合法第17条

譲渡人（既組合員）と譲受人（新規加入希望者）連名

2. 持分譲受けによる加入申込書

新規加入希望者

添付資料・・・ ① 事務所登録及び技術者名簿
② 公共工事設計業務実績表

3. 推薦書

新規加入時の負担額 (組合への払い込み額)	■ 入会金：	10万円
	■ 平等賦課金：	入会の月より月割り額

【注】 出資金額及び加入金は、譲渡人（既組合員）へ支払う。

【注】 平等賦課金は、年額12万円。

■ 理事会において諾否を決する。

福島県建築設計協同組合員としての

主な加入条件は次のとおりです。

当組合への加入には次の条件を付けさせていただいております。

これは組合として多様な建築設計業務を受託するに際し、どの組合員が担当しても発注者様に一切のご迷惑をかけないよう、公共事業設計の実績、所属する技術者の専門性、安定した経営基盤等に一定の実績条件を設けているものです。ご了承ください。

- 建築士法に基づき建築設計・監理の業（以下「建築設計業」という。）、及び構造設計・監理の業（以下「構造設計業」という。）を営む個人、又は法人でこれを専業とする者。
又は、設備設計・監理の業（以下「設備設計業」という。）を営みこれを専業とし、且つ建築士法に基づく事務所登録をしている者。
- 福島県内に主たる事務所を有する者。
- 建築設計業及び構造設計業にあつては、（社）福島県建築士会、並びに（社）福島県建築士事務所協会の会員であること。
設備設計業にあつては、（一社）福島県設備設計事務所協会の会員であること。
- 事務所開設後5年以上の経歴を有すること。
- 建築設計業にあつては、専任の所属建築士2名以上を有し、且つ所属建築士の内1名以上の1級建築士を有すること。
構造設計業にあつては、1名以上の構造設計1級建築士を有すること。
設備設計業にあつては、専任の1級建築士又は2級建築士の資格を有する者を1名以上、且つ専任の建築設備士又は設備設計1級建築士を1名以上有すること。
- 元請けとして、過去10年間に事業費総額1億円以上の公共工事（補助事業を含む。）に係る設計業務3件以上（以下「設計業務実績」という。）の実績を有すること。
ただし、構造設計業及び設備設計業にあつては、元請又は下請として、過去10年間に事業費総額1億円以上又は延べ床面積500㎡を超える公共工事（補助事業を含む。）に係る設計業務3件以上の実績を有すること。
- 方部組合員を含む3名以上の推薦があること。

令和 年 月 日

福島県建築設計協同組合

代表理事 平子 恵 俊 殿

譲渡人

住 所

事務所名

代表者名

印

譲受人

住 所

事務所名

代表者名

印

持 分 譲 渡 承 認 願

このたび、譲渡人の貴組合持分10口のうち 口分を、 に
譲渡いたしたいので、ご承認くださるよう中小企業等協同組合法第17条の規定に
より申請いたします。

記

1. 譲渡人 組合員 :

2. 譲受人

3. 譲り渡す出資額 口 円

令和 年 月 日

福島県建築設計協同組合

代表理事 平子恵俊 殿

住 所

事務所名

代表者名

印

持分譲受けによる加入申込書

このたび、貴組合員 により、その持分を譲り受けたので、下記により加入の申込をいたします。

記

1. 事業を行う場所		
2. 事業の種類		
3. 常時使用する従業員数及び資本総額		
		人 円
4. 譲り受けた出資口数及び金額		
		口 円
5. 関連団体加入状況	(社)福島県建築士会	加入・未加入
	(社)福島県建築士事務所協会	加入・未加入
	(一社)福島県設備設計事務所協会	加入・未加入
6. 事務所経歴	創 業 年 月 日 (年)	
7. 入会金	10万円	
8. 平等賦課金	年額12万円	入会の月より月割り額とします。

※ 添付書類 : 別紙『事務所登録及び技術者名簿』及び別紙『公共工事設計業務実績表』

福島県建築設計協同組合加入申込書

私は、福島県建築設計協同組合定款を承認し下記により貴組合に加入したいので関係書類を添えて申込をいたします。

令和 年 月 日

住 所

事務所名

代表者名

印

福島県建築設計協同組合

代表理事 平子 恵 俊 殿

1. 事業を行う場所		
2. 事業の種類		
3. 常時使用する従業員数	人	
4. 資本金の額(出資総額)	万円	
5. 関連団体加入状況	(社)福島県建築士会	加 入 ・ 未 加 入
	(社)福島県建築士事務所協会	加 入 ・ 未 加 入
	(一社)福島県設備設計事務所協会	加 入 ・ 未 加 入
6. 事務所経歴	創 業 年 月 日 [年]	
7. 引き受けようとする 出資口数及び金額	出資1口の金額は1万円	口 万円
8. 加入金	38万円	
9. 入会金	10万円	
10. 平等賦課金	年額12万円	入会の月より月割り額とします。

事務所登録及び技術者名簿

事務所名称			
所在地	〒		
	TEL :	E-mail	
	FAX :		
取引銀行			

事務所登録	登録番号	
	登録年月日	

※ 建築士事務所登録通知書の写しを添付すること。

代表者氏名			
自宅住所	〒		TEL :

管理建築士			
	() 級建築士	登録番号	第 号

技術者名簿				
役職名 (職種)	氏名 生年月日(才)	最終学校名 専攻学科	資格・登録番号 取得年月日	経験 年数

※ 建築士免許証の写しを添付すること。(専任建築技術者全員)

推 薦 書

今般、 _____ より

福島県建築設計協同組合に加入したい旨の申し出がありました。

異議なく推薦いたします。

令和 年 月 日

組合員 :

組合員 :

組合員 :

組合員 :

組合員 :

福島県建築設計協同組合

代表理事 平 子 恵 俊 様

公共工事設計業務実績表

年度	発注者	工事名称	構造・規模	工事場所	事業費総額
平成・令和 年度					万円
平成・令和 年度					万円
平成・令和 年度					万円
平成・令和 年度					万円
平成・令和 年度					万円
平成・令和 年度					万円
備考	<p>■ 建築設計業：元請けとして、過去10年間に事業費総額1億円以上の公共工事(補助事業を含む。)に係る設計業務3件以上を記入してください。</p> <p>■ 構造設計業及び設備設計業：元請又は下請として、過去10年間に事業費総額1億円以上又は延べ床面積500㎡を超える公共工事(補助事業を含む。)に係る設計業務3件以上を記入してください。</p>				

令和 年 月 日

福島県建築設計協同組合
代表理事 平子 恵俊 様

住 所
会 社 名
代表者名 印

反社会的勢力に該当しないことの誓約書

当社は、下記各項に現在又は将来にわたっていずれにも該当しないことを誓約いたします。また、いずれかに反したと認められることが判明した場合は、直ちに貴組合に除名されても一切異議を申し立てず、賠償ないし保障を求めないとともに、これにより損害が生じた場合でも、一切当社の責任といたします。

また、下記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、貴組合が専門機関（警察・福島県暴力追放運動推進センター）に照会することについて同意します。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等
6. 社会運動等標榜ゴロ
7. 特殊知能暴力集団等
8. その他前各号に準ずる者及び団体（以下、本項各号に該当する者を「反社会的勢力」という。）
9. 1から8までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
10. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
11. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
12. 暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
13. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者